業務委託基本契約書

業務委託基本契約書

株式会社〇〇 (以下、甲という)と (以下、乙という)とは、甲が、甲または甲の顧客(以下、顧客という)のために行う業務の全部または一部を乙に委託するにつき、以下のとおり業務委託基本契約(以下、基本契約という)を 締結する。

第1条 (契約の目的)

- 1. 甲はソフトウェアの開発、保守、運用等の業務およびそれらに関連する一切の業務(以下、本件業務という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2. 甲は乙に対し本件業務完成の対価として代金を支払う。

第2条(個別契約)

甲が乙に対し、本件業務を委託するにあたり、甲は乙に注文書を発行し、乙は甲に注文請書を発行することにより個別契約が成立するものとする。

第3条 (本件業務の実施)

- 1. 本件業務の仕様は、別に甲が定める仕様書ならびに必要により甲が適宜追加する関係資料または指図(以下あわせて仕様書等という)によるものとする。乙は基本契約、個別契約、および仕様書等に基づいて本件業務を実施するものとする。
- 2. 本件業務の実施にあたり、乙は仕様書等その他甲からの通知事項に疑義を生じた場合には、直ちに甲に通知するものとし、これに対し甲は、すみやかにその処置を決定してこれを乙に通知するものとする。

第4条(技術者)

乙は、本件業務の実施にあたり、本件業務に必要かつ十分な技術と経験を有する技術者(以下、技術者という)を選任し担当せしめるものとする。

第5条(責任者)

- 1. 乙は、本件業務の実施に関する責任者を選任するものとし、責任者は個別契約にてこれを定めるものとする。
- 2. 責任者は、本件業務に従事する乙の技術者の統轄管理を行い、またあわせて本件業務の実施およびこれに関連する事項の通知・連絡その他付随事項につき乙を代理する権限を有するものとする。
- 3. 乙は、責任者の権限に対し制限を設けた場合は、文書により事前に甲に通知するものとする。
- 4. 甲は、責任者が本件業務の実施につき著しく適当でないと認めた場合は、乙に対しその理由を明示し、必要な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

第6条(指定作業場所)

- 1. 乙は本件業務の性質上もしくは顧客の要望等により甲が必要と認めた場合は、本件業務を甲の事業所内または顧客の提供した場所(以下、指定作業場所という)で行うものとする。
- 2. 乙は、甲から事務所管理その他の事情により指定作業場所につき、場所の変更または使用許可取消の通知があった場合はこれに応ずるものとする。
- 3. 指定作業場所における入出門時刻・業務実施時間・施設の利用等については、乙は、指定作業場所を管理する管理者の指示を、本件業務に従事する乙の技術者に遵守させるものとする。

第7条(調查報告)

甲は、必要に応じいつでも本件業務の進捗状況について調査しもしくは乙に対し報告を求めあるいは乙の作業場所に立ち入り、その実施状況を調査できるものとする。

第8条 (緊急の措置)

乙は、本件業務の履行に伴い緊急に甲からの指図、要望を受けるべき事態が発生した時は、ただちに甲に連絡し、その指図、要望を受けるものとし、甲からの指図、要望を事前に受けることができず適宜の応急処置をとった場合は、事後ただちに甲に報告するものとする。

第9条 (仕様書等の変更)

- 1. 甲または乙は、基本契約締結後、次の各号に該当する事由が生じた場合は、相手方と別途協議のうえ書面にて仕様書等を変更することができるものとする。
- (1) 本件業務の実施途中で、甲または乙において、仕様書等に著しい変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 仕様書等に定めた機能を下まわらない範囲で、乙が別のより合理的な仕様または方式を発見したとき。
- 2. 前項の仕様書等の変更に伴い、基本契約または個別契約の内容が不合理になった場合は、甲および乙は別途協議のうえ書面にて基本契約および個別契約の内容を変更できるものとする。

Ver1.2.3

第10条 (再委託の禁止)

- 1. 乙は、基本契約および個別契約で定める本件業務の全部または一部を、第三者に再委託してはならないものとする。 ただし、甲の事前の文書による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2. 乙が、前項に基づく甲の承諾を得て本件業務の全部または一部を、第三者に委託する場合には、乙は基本契約および個別契約に基づく乙の義務を当該第三者に対しても遵守させるとともに、当該第三者が基本契約および個別契約に基づく義務に違反したことあるいは当該第三者が故意または過失により甲または顧客に損害を与えたこと等に関する責任は、乙がその一切を甲または顧客に対して負うものとする。
- 3. 乙が第1項に従い本件業務の全部または一部を第三者に再委託し、当該再委託先に対し、第11条に規定する機密情報を開示する場合で、本機密情報に個人情報が含まれる場合、乙は、当該再委託先がさらに本件業務の全部または一部を再々委託することを禁止させるものとする。なお、再委託先に対し機密情報を開示する場合は、乙は、甲の書面による事前の承諾を得なければならない。

第11条(機密保持)

- 1. 乙は基本契約および個別契約その他これに関連または付随して知り得た甲または顧客の技術上、販売上、その他業務上の機密情報(個人情報を含む)を第三者に漏洩してはならない。なお、乙は技術者その他の者に対してもこの旨を周知徹底させ同様の義務を負わせるものとする。
- 2. 前項の規定は、基本契約終了後も有効に存続するものとする。

第12条(仕様書等の管理)

- 1. 甲が乙に貸与する本件業務に関する仕様書等その他必要により甲または顧客が乙に貸与する資料(以下、あわせていうときは本件業務資料という)については、乙は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理につき甲に対し一切の責を負うものとする.
- 2. 乙は本件業務資料を、本件業務実施、その他甲の指定した目的以外に使用してはならないものとする。
- 3. 乙は本件業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならないものとする。
- 4. 乙は、本件業務資料につき甲から返還を求められたときあるいは基本契約が終了した場合、即時にこれを甲に返還するものとする。但し、個人情報については次条第5項の定めに従う。

第13条 (個人情報の保護)

1. 用語の定義

- (1) 保護の対象となる「個人情報」とは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。
- (2) 「個人情報保護の指針等」とは、政府、地方公共団体、社団法人情報サービス産業協会、財団法人日本情報処理開発協会、その他の各種団体が策定した個人情報保護に関する法律、ガイドラインの総称をいう。
- 2. 乙は個人情報保護の重要性を理解し、個人情報の取扱に際しては、甲が指定する個人情報保護の指針等や、甲の個人情報保護に関する取扱事項を遵守して、個人情報の保護・適正管理に努めると共に、個人情報保護に反する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故防止の義務を負うものとする。
- 4. 乙は、個人情報を本件業務履行の目的でのみ使用し、これを機密情報として管理しなければならない。甲の書面による事前の承諾がない限り、いかなる第三者にも個人情報の開示、利用、漏洩等甲並びに甲の顧客にとって不利益となる行為を行ってはならず、また複製或いは複写してはならない。
- 5. 乙は、本件業務が終了した場合または甲が指示した場合は、甲より開示された個人情報を直ちに甲に返却するものとし、また、個人情報を出力した媒体または複製物(サーバーに記録された個人情報を含む)がある場合は、再生または読み取り不可能な措置を講じたうえでこれらを廃棄または消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。
- 7. 乙が本条に違反して、甲、甲の顧客または情報主体に損害が発生したときは、乙はその損害を賠償しなければならず、また甲が必要と認める措置を講じなければならない。
- 8. 本条の規定は、本基本契約および個別契約終了後も存続する。

第14条(権利義務譲渡の禁止)

乙は、甲の書面による承諾なくして基本契約および個別契約ならびにこれらに関連して発生する甲に対する一切の権利または義務を第三者に譲渡しまたは担保の目的に供しあるいは承継させてはならないものとする。

第15条(納入)

1. 乙は、本件業務実施に関して作成したソフトウェア等の成果物その他資料・ドキュメント等(以下、あわせて成果物

- という)がある場合、乙は甲にただちに当該成果物を甲所定の方法により個別契約に定める納入期限までに納入するものとする。なお、乙は、当該納入の際、甲または顧客から貸与を受けた仕様書等その他本件業務資料をあわせて甲に返還するものとする。
- 2. 乙は納入期限までに成果物を完成し納入することができないおそれが発生したときは、直ちにその理由および遅延日数を明示して甲に通知するものとし、甲は遅滞なくその処置を決定するものとする。
- 3. 前第2項の場合には、乙は納入遅延の責任を免除されたものと解釈してはならない。

第16条(検査ならびに検収)

- 1. 甲は、個別契約にて定める検査方法によりその検査を行うものとし書面をもってその結果を乙に通知するものとす
- る。なお甲は必要があれば検査に乙の立会いを求めることができるものとする。
- 2. 前項の検査に合格したときには、本件業務に関する甲の乙に対する検収が完了したものとみなす。
- 3. 甲は、個別契約にて定める検査期限内に、所定の検査を完了することが困難となった場合には、検査期限を延長できるものとする。延長期限は甲乙別途協議してこれを定めるものとする。

第17条 (再検査)

- 1. 乙は前条の規定による検査の結果、不合格のものがあった場合には、検査期限内または甲乙別途協議して定める期限内に、成果物を修正のうえ、甲の再検査を受けるものとする。
- 2. 再検査の手続きについては、前条の規定を準用するものとし、当該再検査に合格したときには検収が完了したものとみなす。ただし、この場合といえども、乙は甲に対する納期遅延の責任を免除されたものと解釈してはならない。

第18条(危険負担)

成果物の危険負担は、検収の完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

第19条 (請負代金ならびに請求方法)

- . 請負代金ならびに請求方法については個別契約にてこれを定めるものとする。
- 2. 乙の甲に対する請負代金の請求は、基本契約第16条の規定に基づいて検収完了と認められたものについて行うことができるものとする。

第20条(支払条件)

- 1. 甲から乙への請負代金の支払条件は、甲乙協議の上、定める規定によるものとする。
- 2. 甲は遅延損害金、その他の乙に対する債権が存在する場合にはこれを差引き、当該確定額を乙に支払うものとする。

第21条 (成果物の譲渡禁止)

乙は、成果物の全部あるいは一部を第三者に提供または譲渡してはならない。

第22条 (第三者の権利侵害)

- 1. 乙は、本件業務の実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、成果物およびこれに関連して得られた技術的成果が第三者のいかなる権利をも侵害していないことを保証する。
- 2. 前項の定めにかかわらず、成果物あるいは技術的成果が第三者の権利を侵害するとして何らかの請求、異議申し立がなされもしくは訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、乙は個別契約で定めた金額を上限に自己の費用負担と責任とにおいて一切を処理解決し、甲に迷惑、損害を及ぼさないものとする。ただし、当該紛争が甲の提示した仕様書等あるいは甲の指図に直接起因する場合はこの限りではないものとする。

第23条(秩序の維持)

乙が、本件業務の実施、その他基本契約に関連して、甲または顧客の事務所に立入る場合は、乙は甲または顧客の諸規定を遵守し、安全と秩序の維持に努めなければならないものとする。なお、この場合乙は、甲または顧客の事務所に立入る乙の技術者および第10条に基づき本件業務を再委託した第三者に身分証明書を携帯させ、甲の要求があれば直ちに開示できるようにするものとする。

第24条 (権利の帰属)

- 1. 乙の本件業務の実施により作成された成果物等(最終成果物の他、最終成果物を作成するための中間的成果物など乙の作業の結果により作成されたすべてのものをいう。以下同じ)に関する所有権・工業所有権・著作権(翻訳権、翻案権等および二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を含む)、その他一切の権利は甲に帰属するものとする。
- 2. 乙は、自己の営業の為、その他、目的、理由の如何を問わず、自己または第三者のために成果物等あるいは技術的成果の全部または一部を使用しようとする場合は、事前に甲に書面をもって依頼するものとし、甲は自己の判断に基づき当該使用を許諾するかどうかを決定するものとする。なお、甲が当該使用を許諾する旨決定したときは、甲は乙にその旨書面をもって通知するか、もしくは甲乙間で別途必要な契約を締結するものとする。
- 3. 乙は、成果物等を甲が自己の責任において任意に変更、修正し、また、甲もしくは甲の指定する者の名義で公表しても一切異議を申し立てないものとする。

- 4. 乙は、成果物等の内容を第三者に漏洩してはならない。
- 5. 乙もしくは甲乙双方の持つ所有権・工業所有権・著作権を有する技術、ビジネス関連発明を使用した成果物等を甲が委託する場合は、別途定める個別契約書の「権利の帰属」が、前項1,2,3,4より優先するものとする。

第25条(有効期間)

- 1. 基本契約の有効期間は本契約締結日より2年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙から別段の意思表示がなされない場合は、同一の条件を以ってさらに1年間継続されるものとし、その後も同様とする。
- 2. 前項による基本契約の失効時までに成立しかつ有効な個別契約については、前項にかかわらず基本契約は当該個別契約の有効期間中に限り適用されるものとする。

第26条 (甲の解除権)

基本契約で特に定める場合の他、基本契約ならびに個別契約の解除を希望する場合は、一か月前までに相手方へ通知し、甲乙協議の上、継続の可否を決定するものとする。ただし、この場合甲は、当該解除時点までに乙が既に実施した本件業務に現実に要した費用を乙に支払うものとし、また乙は当該解除時点までに完成し、もしくは仕掛中の成果物等全部を甲に引き渡すものとする。

第27条 (契約の変更、解除、解約)

- 1. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何等の通知・催告を要せず(ただし(1) の場合を除く)直ちに債務の期限の利益を失うとともに、その相手方は、基本契約または個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。
- (1) 基本契約または個別契約に基づく債務を履行せず、あるいは基本契約または個別契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずなお、当該不履行あるいは違反が是正されないとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立を受けたと
- き、もしくは滞納処分による差押えを受けたとき
- (3) 自ら破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申し立をしたとき
- (4) 自ら振出しまたは引受けた手形または小切手を不渡りとしたときもしくは支払を停止したとき
- 2. 相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲及び乙は基本契約あるいは個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。
- (1) 該当技術者が技術的能力により、本件業務を実施する見込みがなくなったと甲及び乙が認めたとき
- (2) 労働争議、技術者の退職、その他の事情により、基本契約または個別契約に基づく債務を履行することが困難となったとき
- (3) 甲及び乙または開発責任者、技術者、その他の従業員、使用人が不正行為をなし、もしくは相手方または顧客に対し 故意または過失によりその業務の遂行を妨げあるいは損害を与えたとき
- 3. 前各項により基本契約または個別契約が解除された場合には、当該解除をなした当事者は相手方に対して損害の賠償を個別契約で定めた金額を上限に請求できるものとする。
- 4. 前第1項、第2項に基づき甲が基本契約または個別契約を解除した場合において、甲が要求した場合には、乙は当該解除時点までに完成しもしくは仕掛中の成果物の全部または一部を、甲の要求に従い甲に譲渡するものとする。なお、当該譲渡の対価については、当該譲渡に係る成果物の完成割合およびその時点において有する機能等を甲乙協議の上、決定するものとする。
- 5. 基本契約もしくは個別契約が終了した場合には、乙は直ちに甲から貸与を受けた仕様書等その他本件業務資料あるいは指定作業場所等を甲に返還するものとし、個人情報保護については、第13条第5項に定めに従う。

第28条(損害賠償)

- 1. 本件業務の実施に関して、乙または乙の開発責任者、技術者、その他の従業員、使用人が故意または過失により甲もしくは顧客に損害を与えた場合には、乙は甲または顧客に対し損害を賠償するものとする。
- 2. 前項ならびにその他基本契約で特に定める場合の他、甲または乙が基本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、違反した当事者は相手方に対し損害を賠償するものとする。
- 3. 前第1項、第2項に基づき損害を賠償する金額は、甲乙協議の上、個別契約で定めた金額×3倍の金額を上限に決定するものとする。

第29条(相殺)

甲が乙に対してその原因の如何を問わず金銭債権を有する場合には、甲は自らの期限の利益を放棄して、乙に対する請負代金 その他の支払債務と対当額をもって相殺することができるものとする。

第30条(反社会的勢力排除)

- 1. 本条において、反社会的勢力とは、次の各号に該当する法人、団体または個人をいう。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標傍ゴロ、特殊知能暴力集団または、これらに準ずる法人、団体または個人。
- (2) 暴力的な要求行為または法的責任を超えた不当な要求を行う法人、団体または個人。

- 2. 甲及び乙は、自社および子会社(以下、自社等という。)並びに、自社等の役員および従業員が、全ての契約の有効期間
- 中、次の各号に該当することを表明し、保証するとともに、万が一、次の各号のいずれかに該当しないことが判明した場合に
- は、直ちに反社会的勢力との関係を遮断する。
- (1) 自らが反社会的勢力でないこと。
- (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。 (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 取締役、執行役および実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、並びにそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと。
- (5) 自らの財務および事業の法人の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力と交際がないこと。
- 3. 甲及び乙が前項の表明・保証に反した場合、相手方に対し、催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに本契約等の全部または一部を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を個別契約で定めた金額を上限に相手方へ請求できるものとする。また、この場合、甲及び乙に損害が生じても、相手方は一切の責務を負わないものとする。

第31条(合意管轄)

基本契約および個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第32条(協議事項)

基本契約および個別契約に定めのない事項、あるいは基本契約および個別契約の条項に疑義が生じた場合には商慣習等によるほか甲乙双方とも誠意をもって協議し、その解決をはかるものとする。

以上、本契約書の締結の証として,本契約書を電磁的に作成し,甲乙双方が電子署名を施し,各自その電磁的記録を保有するものとする。

甲:

乙: